

第79回国有財産北陸地方審議会の開催結果について

本日、金沢新神田合同庁舎において、「第79回国有財産北陸地方審議会（北陸財務局長の諮問機関）」が開催されました。

開催結果は、下記のとおりです。

なお、審議に先立って会長選出が行われ、審議会委員による互選の結果、金井 豊氏（北陸電力株式会社 代表取締役会長）が会長に選出されました。

記

1 了解を求める事項

了解を求める事項「国有地を金沢市へ売却する方向性について」は、審議の結果、了解を得られました。

対象財産

| 所在地 | 区分 | 数量 (㎡) | 備考 |
|------------------|----|----------|----------|
| 石川県金沢市平和町2丁目164番 | 土地 | 9,244.25 | 現平和町公園敷地 |

2 報告事項

財務局から次の事項について、報告を行いました。

- (1) 「国有財産北陸地方審議会の付議基準等について」の改正について
- (2) 災害時における国有財産の活用について
 - ・ 令和6年能登半島地震における当局が行った国有財産行政に関する対応等
- (3) 国有財産の有効活用等の状況について
 - ・ 庁舎等使用調整計画の処理状況 ほか
- (4) 留保財産の現状について
 - ・ 第77回及び第78回国有財産北陸地方審議会諮問事項の進捗状況
- (5) 新たな制度等について
 - ・ 「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」及び「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく国有財産行政の対応等

【本件に関するお問合せ先】

財務省 北陸財務局

管財部 管財総括第一課 長田、井上

電話：076-292-7870

(参考)

○ 国有地を金沢市へ売却する方向性について

本諮問等事項は、対象財産（以下、「本財産」といいます。）を金沢市立病院の移転候補地として、売却の方向での処理を念頭に今後協議を進めていくことの是非について国有財産北陸地方審議会において了解を求めた事項です。なお、概要につきましては、以下のとおりです。

本財産は、昭和31年4月から金沢市に対して、「平和町公園」の敷地として無償貸付を行っている財産です。

一方、金沢市立病院は、建て替えから30年以上が経過しており、建物・設備の老朽化が進行していることから、金沢市は平成30年8月に「市立病院の今後のあり方検討会」を設置し、今後の市立病院の「存在意義やあり方」について検討が行われた結果、「再整備を視野に検討すべき」との意見でまとめ、令和2年2月の「市立病院の今後のあり方に関する提言書」において、市立病院のあり方についての今後の方向性等が示されました。この提言を受け、令和6年3月に策定された「金沢市立病院再整備基本構想」において、本財産（平和町公園）が新病院の移転候補地とされたところです。

この基本構想の策定にあたり、新病院の移転候補地を本財産とすることについて、当局は、金沢市より相談を受けてきたところであり、今般、国有財産北陸地方審議会の了解が得られたことから、今後、必要な手続きを経たのちに本財産を金沢市に売却する方向性で金沢市と協議を進め、新病院整備のプランが確定した段階で改めて、当該病院の敷地として金沢市に売却することについて国有財産北陸地方審議会に諮問する予定としております。

(参 考)

国有財産地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、これに関し財務局長に意見を述べるができることとされており、財務局長の諮問機関として設置されております。(国有財産法第九条の二、三、四)

国有財産北陸地方審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

| 氏 名 | 役 職 |
|---------|----------------------|
| 秋 山 眞一郎 | (一財)日本不動産研究所 金沢支所長 |
| 庵 栄 伸 | (株)北陸銀行 代表取締役会長 |
| 金 井 豊 | 北陸電力(株) 代表取締役会長 |
| 川 崎 寧 史 | 金沢工業大学 建築学部建築学科教授 |
| 後 藤 ひろみ | ふくい女性起業家交流会 ふくむすび会顧問 |
| 高 橋 ゆかり | 富山国際大学 現代社会学部教授 |
| 高 松 喜与志 | 高松機械工業(株) 代表取締役会長 |
| 高 見 俊 也 | (株)北國新聞社 論説委員長 |
| 富久尾 佳 枝 | 金沢セメント商事(株) 代表取締役会長 |
| 松 田 光 代 | 弁護士・弁理士 |
| 三 寺 潤 | 福井工業大学 環境学部デザイン学科教授 |
| 南 眞 次 | 社会福祉法人 福寿会 理事長 |

※ 国有財産法(抜粋)(昭和二十三年六月三十日法律第七十三号)

(国有財産地方審議会)

第九条の二 財務局ごとに、国有財産地方審議会(以下「地方審議会」という。)を置く。

第九条の三 地方審議会は、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し財務局長に意見を述べることができる。

2 地方審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項の規定により諮問される事項を調査審議する。

第九条の四 前条に定めるもののほか、地方審議会の組織及び委員その他の職員その他地方審議会に関し必要な事項については、政令で定める。